

(目的)
 第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第二条第一項に規定する屋外広告物(以下「広告物」という。)(および同条第二項に規定する屋外広告業以下「屋外広告業」という。)(について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止地域等)
 第二条 (略)

- 一 (略)
- 二 景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の規定により準景観地区に指定された区域のうち知事が定める地域
- 三 景観法第七十六条第一項の規定に基づく条例で建築物または工作物の形態意匠の制限が定められている区域のうち知事が定める地域
- 四(十六) (略)

(禁止物件等)
 第三条 (略)

- 一(六) (略)
- 七 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所および路上変電設備
- 八、九 (略)
- 十 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物および同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- 2、3 (略)

(目的)
 第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第二条第一項に規定する屋外広告物(以下「広告物」という。)(について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止地域等)
 第二条 (略)

- 一 (略)
- 二(十四) (略)

(禁止物件等)
 第三条 (略)

- 一(六) (略)
- 七 郵便ボックス、電話ボックスおよび路上変電設備
- 八、九 (略)
- 2、3 (略)

(許可地域等)

第四条 禁止地域等以外の地域または場所(以下「許可地域等」という。)において広告物等を表示し、または設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(屋外広告業の登録)

第三十条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、登録の更新を受けなければならない。

4 前項の登録の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可地域等)

第四条 次に掲げる地域または場所(以下「許可地域等」という。)において広告物等を表示し、または設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 第一条第一号および第四号から第七号までに掲げる地域のうち知事が定める地域

二 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域(第二条第十号に該当する地域を除く。)(のうち知事が定める地域

三 港湾、空港、駅前広場およびこれらの付近の地域(第一条第十一号に該当する地域を除く。)(のうち知事が定める地域

四 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原およびこれらの付近の地域のうち知事が定める地域

五 前各号に掲げるもののほか、市および別表第一に掲げる町の区域

(屋外広告業の届出)

第三十条 法第二条第二項に規定する屋外広告業(以下「屋外広告業」という。)(を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

二 商号

三 営業所の名称および所在地

四 第三十二条第一項に規定する講習会修了者等の氏名および所属する営業所名

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 屋外広告業を営む者(以下「屋外広告業者」という。)(は、屋外広告業を廃止したとき、または前項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(登録の申請)

第三十一条 前条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。)(を受けようとする者)(以下「登録申請者」という。)(は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名および住所(法人にあつては、その商号または名称および主たる事務所の所在地。第四号において同じ。)

- 二 福井県の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)(の名称および所在地)

- 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)(の氏名

- 四 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合においては、その法定代理人の氏名および住所

- 五 営業所ごとに選任される業務主任者(第三十九条第一項の規定により選任される業務主任者をいう。第三十三条第一項第七号において同じ。)(の氏名および所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第三十三条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第三十二条 知事は、前条第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項

- 二 登録年月日および登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十二条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、または第三十一条第一項の登録申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第四十三条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者(第三十条第一項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第四十三条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

三 第四十三条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらの条例に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 営業所として業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三十四条 屋外広告業者は、第三十一条各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出を受理したときは、第四十三条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、その届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第三十五条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十六条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 福井県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人または屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失ふ。

(登録の抹消)
 第三十七条 知事は、屋外広告業者が第三十条第三項の登録の更新を受けなかつたとき、前条第二項の規定により屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、または第四十三条第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)
 第三十八条 (略)

(業務主任者の設置)

第三十九条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、その者に次項に規定する業務を行わせなければならない。

一 登録試験機関(法第十条第二項第三号)に規定する登録試験機関をいう。()が広告物等の表示および設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 前条第一項に規定する講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県または地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市もしくは同法第

二百五十二条の二十二第一項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十八条

第二項に規定する職業訓練指導員免許を有する者、同法第四十四条

第一項の技能検定に合格した者または同法に規定する職業訓練を

修了した者(これらの者のうち規則で定める者に限る。)

五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以

上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。

一 この条例その他広告物等の表示または設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(講習会)
 第三十一条 (略)

(講習会修了者等の設置)

第三十二条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、講習会の課程を修了した者または次の各号のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければならない。

一 他の都道府県または地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市もしくは同法第

二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う講習会の課程を修了した者

二 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十七条の

二第一項の規定による認定を受けた屋外広告士資格審査・証明事業

により屋外広告士の登録を受けた者

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十八条

第二項に規定する職業訓練指導員免許を有する者、同法第四十四条

第一項の技能検定に合格した者または同法に規定する職業訓練を

修了した者(規則で定める者に限る。)

四 知事が、規則で定めるところにより、講習会の課程を修了した者

と同等以上の知識を有すると認定した者

2 知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所があるときは、当該営業所を設置する屋外広告業者に対し、期限を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。

改正後

改正前

二 第四十一条第一項の規定による帳簿の記載に関すること。
三 前二号に掲げるもののほか、屋外広告業の適正な実施の確保に関すること。

3 屋外広告業者は、営業所において業務主任者が欠けるに至つたときは、一週間以内に、業務主任者を選任しなければならない。

(標識の掲示)

第四十条 屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称または氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十一条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載しなければならない。

2 屋外広告業者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、当該帳簿を閉鎖後五年間、営業所ごとに保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導、助言および勧告)
第四十二条 (略)

(屋外広告業者に対する指導、助言および勧告)
第三十三条 (略)

(登録の取消し等)

第四十三条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または六月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第三十条第一項の登録を受けたとき。

二 第三十三条第一項第二号または第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 この条例もしくは法に基づき他の地方公共団体の条例またはこれらの条例に基づく処分違反したとき。

2 第三十三条第二項の規定は、前項の規定により処分をしたときに準用する。この場合において、第三十三条第二項中「登録申請者」とあるのは、「前項の規定による処分を受けた者」と読み替えるものとする。

3 知事は、第一項の規定により処分をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。

(立入検査等)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、またはその職員に営業所その他営業に係る場所立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 第二十条第二項および第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(手数料)

第四十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 登録申請者 一万円

二 講習会を受けようとする者 三千五百円

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、前項第二号に規定する手数料にあつては、知事が特に必要があると認める場合には、還付することができる。

(手数料)

第三十四条 講習会を受けようとする者は、別表第二に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、災害その他知事がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

第四十六条（略）

（罰則）

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第一項の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- 二 不正の手段により第三十条第一項の登録を受けた者

三 第四十三条第一項の規定による知事の命令に違反した者

2| 第二十一条第二項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条から第四条まで、第十二条または第十八条第一項の規定に違反した者
- 二 第二十一条第一項の規定による知事の命令に違反した者

三 第三十四条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

4| 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- 二 第三十九条第三項の規定に違反して、業務主任者を選任しなかつた者

三 第四十四条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者

第三十五条（略）

（罰則）

第三十六条 第二十一条第二項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2| 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条から第四条まで、第十二条または第十八条第一項の規定に違反した者
- 二 第二十一条第一項の規定による知事の命令に違反した者
- 三 第三十二条第二項の規定による知事の命令に違反した者

3| 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- 二 第三十条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

4| 第三十条第二項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十八条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、前条の罰金刑を科する。

(過料)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三十六条第一項の規定による届出をしなかつた者
- 二 第四十条に規定する標識を掲げない者
- 三 第四十一条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載すべき事項を記載せず、または虚偽の記載をした者
- 四 第四十一条第二項の規定に違反して、帳簿を保存しなかつた者

附則(平成十七年条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福井県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)(第三十条第一項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間)(当該期間内に改正後の福井県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)(第三十三条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、新条例第三十条第一項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録または登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(両罰規定)

第三十七条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、前条の刑を科する。

改正後

3 この条例の施行の際現に旧条例第三十一条第一項に規定する講習
会修了者等である者は、新条例第三十九条第一項の業務主任者となる
資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

改正前

別表第一（第四条関係）

永平寺町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町
おおい町 若狭町

別表第二（第三十四条関係）

区分	金額
講習手数料	三、五〇〇円

（市町村が処理する事務の範囲等）
 第二条 別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第二条関係）

事務	市町村
二十四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項中「法」という。）、福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務 1 ｝ 23（略） 24 条例第四十二条の規定による指導、助言および勧告に関する事務 25 （略）	

（市町村が処理する事務の範囲等）
 第二条 別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第二条関係）

事務	市町村
二十四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項中「法」という。）、福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務 1 ｝ 23（略） 24 条例第三十三条の規定による指導、助言および勧告に関する事務 25 （略）	